

下田商工会議所優良従業員表彰規則

- 第1条 下田商工会議所会員従業員として、同一事業所に永年勤続し成績優秀なる者、又功績篤行のあった者は、本規則により表彰する。
- 第2条 優良従業員の表彰を受けようとする事業所は、別に定める様式により、これを申請するものとする。
- 第3条 表彰は次の区分によって行う。
(1) 同一事業所に、5年以上勤務している者で、表彰に値する者。
(2) 功績、篤行のあった者で、他の模範たる者は勤続年数にかかわらず、特別表彰することができる。
- 第4条 前条第1項の表彰の段階を次の如く定める。
5年以上、10年以上、20年以上、30年以上 但し、前項何れかの年限段階において表彰された者は、次の年限段階に達しなければ表彰できない。
- 第5条 被表彰者選考については、常議員会に諮り承認を得るものとする。
- 第6条 表彰は年1回とする。
- 第7条 表彰のための経費は、当該事業所が負担することを原則とする。
- 第8条 本規則に定めのないものについては、常議員会において協議の上決定する。
- 附 則
1、本規則は、昭和50年度より実施する。
2、本規則は平成17年6月2日から実施